

食鳥センター、GPセンター、ふ卵場のHPAI発生時早期再開に向けた事前準備

香川県西部家畜保健衛生所

○萱原由美、山下洋治

はじめに

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生に伴い設定される移動制限区域内では、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下、防疫指針）に基づき、区域内の食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場（以下、関連施設）は業務停止となる。これらの施設が業務を再開するためには、防疫指針第10の4に定める「再開の要件」を満たすとともに、「再開後の遵守事項」を徹底しなければならない。

香川県西部家保管内 養鶏関連施設と農場数

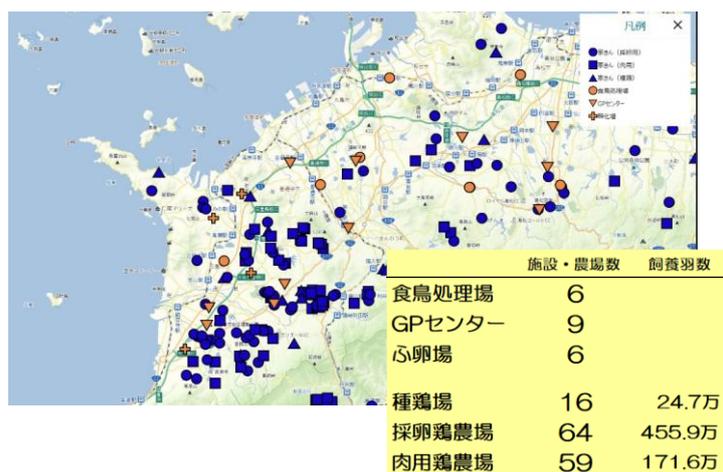


図1

西部家保管内は、139の養鶏場と21の関連施設がある養鶏産業密集地域であり、令和2年度及び令和4～6年度には管内でHPAIが発生した。（図1）その際、関連施設の再開協議（R2：3施設、R4：3施設、R6：2施設）及び再開要件該当性確認（防疫指針第9の5（3）①イに基づく確認、R2：1施設、R5：2施設）を実施したが、迅速な業務再開を目指すために、家畜防疫員が一人で夜間に施設に赴き、施設構造や衛生管理、記録書類等多岐にわたる項目を短時間で確認せざるを得ない状況が頻発し、精神的・肉体的負担となっていた。（表1）

そこで今回、発生時の関連施設再開協議の簡略化と家畜防疫員の負担軽減を目的に、防疫指針に基づく書類整備と現場確認を行い、早期再開に向けた事前準備体制を構築したので、その取組みと成果を報告する。

表 1

年度	再開協議 (施設数)	再開要件該当性 ※ (施設数)	出荷・移動協議 (ルート数)	<内訳>			
				家きん卵	家きん(初生 ひな以外)	初生ひな	死体、排 せつ物等
R2	GPセンター2 ふ卵場 1	ふ卵場 1	1103	407	386	240	70
R4	GPセンター2 ふ卵場 1		967	303	237	177	250
R5		ふ卵場 2	244	66	75	34	69
R6	食鳥処理場 1 ふ卵場 1		242	45	64	58	75

※新設第9の5(3)1イ
基地制限区域内の養鶏を
基地制限区域外のみ卵場
に移す

対象および実施事項

1 対象施設

管内の養鶏農場から 3km 圏内に位置し、HPAI 発生時に移動制限区域に含まれる可能性がある以下の 19 施設を対象とした。

- ・食鳥処理場 5 施設 (うち認定小規模 4 施設)
- ・GP センター 8 施設 (うちインライン 3 施設、液卵加工場併設 1 施設)
- ・ふ卵場 6 施設 (うち発育鶏卵生産 3 施設)

2 実施事項

防疫指針に定められた「再開の要件」および「再開後の遵守事項」に基づき、各項目について現場確認と書類整備を行った。(表 2、3、4)

主な確認点は次のとおりである。

1) 施設構造・動線

車両消毒設備の設置状況、車両の動線、施設内の卵および家きんの動線、保管場所等の確認、野鳥侵入防止構造

2) 衛生管理体制

専用作業服、靴、帽子、手袋の整備、施設の衛生管理マニュアル、消毒マニュアル、資材(出荷かご、トレイ等)の保管状況、使用状況

3) 記録書類

清掃・消毒記録(車両、施設、器具、トレー、種卵等)、ふ卵残存物のマニュアル、家きんおよび家きん卵等の搬出入記録

表 2

再開の要件（食鳥センター、GP、ふ卵場）

食鳥処理場	GPセンター	ふ卵場	確認事項、書類
車両消毒設備			<input checked="" type="checkbox"/> 設置場所平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 現場確認、写真
生体受け入れ施設の区別	原卵と製品の非接触	各室（貯卵、ふ卵、ふ化、ひな処置）の区分、ロット別の非接触	<input checked="" type="checkbox"/> 構造確認、写真 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図（動線、保管場所）
	野鳥等の侵入防止	上記の各室の野鳥等の侵入防止	<input checked="" type="checkbox"/> 構造確認 <input checked="" type="checkbox"/> 写真（壁窓、出入口、排水溝等）
定期的な清掃・消毒			<input checked="" type="checkbox"/> 清掃・消毒記録
衛生管理マニュアルの定め			<input checked="" type="checkbox"/> 衛生管理マニュアル
再開後の遵守事項を遵守する体制の整備			

表 3

再開後の遵守事項（ふ卵場）

ふ卵場	確認事項、書類
初生ひなの出荷制限（指針第9の5の（3）と（4）により許可されてからの出荷）	<input checked="" type="checkbox"/> 確認
車両出入り時の消毒徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 出入車両消毒記録
専用作業着、靴、帽子、手袋	<input checked="" type="checkbox"/> 確認、写真
ハッチャー器具の使用前後の消毒	<input checked="" type="checkbox"/> 消毒記録
コンテナ、トレー等の使用前後の消毒、害虫・野鳥と非接触場所での保管	<input checked="" type="checkbox"/> 現場確認、写真
種卵、初生ひなのロットごとの非接触管理	<input checked="" type="checkbox"/> 場内平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 現場確認
種卵の消毒	<input checked="" type="checkbox"/> 記録用紙
初生ひなの出荷は農場毎	<input checked="" type="checkbox"/> 記録用紙
ふ卵にともなう残存物（卵殻、発育停止卵等）の適正処理	<input checked="" type="checkbox"/> manifesto <input checked="" type="checkbox"/> 現場確認
種卵、初生ひなの搬出入記録と保存	<input checked="" type="checkbox"/> 種卵搬入記録 <input checked="" type="checkbox"/> ひな出荷記録

表 4

再開後の遵守事項（食鳥処理場、GP）

食鳥処理場	GPセンター	確認事項、書類
専用作業服、靴、帽子、手袋		<input checked="" type="checkbox"/> 確認、写真
車両出入り時の消毒徹底		<input checked="" type="checkbox"/> 出入消毒記録
農場ごとの家さん搬入	農場ごとの卵の収集	<input checked="" type="checkbox"/> 確認
移動制限地域からの家さん搬入は、他の搬入車両が無い時に。受入場所消毒		<input checked="" type="checkbox"/> 消毒マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 受入場所確認
当日の最後に導入し、食鳥処理		<input checked="" type="checkbox"/> 衛生管理マニュアル
食鳥処理に不適当な家さんは農場にもどさず、処分		<input checked="" type="checkbox"/> 衛生管理マニュアル
出荷かご等は農場専用、前後で消毒、野鳥と接触しない所で保管	トレー等は農場専用、前後で消毒、野鳥と接触しない所で保管	<input checked="" type="checkbox"/> 確認 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図に保管状況記載
搬入家さんは農場ごとに区分	搬入卵は農場ごとに区分	<input checked="" type="checkbox"/> 保管状況の写真
搬出入の記録	搬出入の記録	<input checked="" type="checkbox"/> 搬入記録 <input checked="" type="checkbox"/> 搬出記録(伝票等)

結果

1 主な整備成果

1) 食鳥処理場

大規模食鳥処理場においては、HACCPに基づく衛生管理が整備されており、その管理体系を再開要件に活用できることが確認できた。一方、認定小規模食鳥処理場では、令和3年度より義務づけされた「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の取組みを確認するとともに、不備のあった消毒記録や施設構造を改善させ、生体搬入から出荷に至る動線を整えた。

2) GPセンター

取扱量の多いGPセンターにおいては、衛生管理体制等が整備されていることを確認した。また、GPに併設の液卵加工場において、洗卵・消毒済みの卵のみが搬入される行程を確認し、HPAI発生時であってもGPセンターと同時に再開可能であることを施設側と共有した。

小規模GPセンター1施設は、令和4年度HPAI発生時には再開協議を断念した経緯があり、今回も施設構造不備等から、取組みの意思がなかった。

3) ふ卵場（表5、図2）

ワクチン用発育鶏卵生産のみを行う2施設については、再開協議の対象外であることを国に確認し、施設側と共有した。

例外協議経験のあるふ卵場では、構造、記録等に問題はなかった。一方、例外協議の経験がないふ卵場1施設では、記録書類の不備が多く、時間を要したが、平時からの記録管理を促し、速やかに再開できる体制を整備した。

表5

管内ふ卵場の種卵搬入、生産物搬出状況

施設	1	2	3	4	5	6
出荷物	レイヤ種	ブ01種	ブ01種 地鶏種	ブ01種 発育鶏卵※	発育鶏卵※	発育鶏卵※
搬入元 (種鶏場)	県内外	県内	県内外	県内外 県外	県内	県内
搬出先	県内外	県内外	県内外	県内外 県内ワクチン会社	県内ワクチン会社	県内ワクチン会社

※ 種卵を11～12日間5卵後、ワクチン会社に出荷

ふ卵場の現場確認、書類確認



コンテナ等の使用前後の消毒
保管状況



各室の野鳥等の侵入防止



卵殻、発育停止卵等ふ卵にともなう
残存物の適正処理



種卵、初生ひなの搬出入記録

図 2

4) 流通経路の把握

事業再開と同時に必要となる家きん、家きん卵の出荷例外協議（指針第9の5）に関して、関連施設での動線を確認するなかで、複数の変則的な原卵の移動ルート（種鶏場→ふ卵場→GP、隣接農場→インラインGP→他GP）を確認した。インラインGPセンターから他のGPセンターへの原卵の移動条件を国に確認したところ、「①GP 隣接農場の家きん卵が防疫指針第9の5（2）の全ての検査で陰性 ②インラインGPの再開協議済 ③GP 隣接農場→最終GPの出荷例外協議を実施」という回答があり、施設と共有した。

また、事業再開と同時に必要になる、家きん、家きん卵等の出荷条件を各施設に周知した。特に、発育鶏卵生産施設では、防疫指針上は再開協議が不要であっても、種卵移動と発育鶏卵搬出の例外協議は必要であり、条件が伴うことを共有した。

2 情報管理体制の構築

16施設で、国との再開協議に必要な書類を施設ごとに電子データとして集約・保存した。これにより、HPAI発生時には当該施設から直近の搬出入記録や消毒記録など、最小限の追加情報をファックスで入手するだけで、再開協議申請書類を短時間で作成できる体制を整備した。また、この電子データを共有し、防疫員が誰でも同じ情報にアクセスできるようにした。

実践的成果

令和8年1月、他県の移動制限区域から管内のふ卵場へ種卵を移動させる協議が発生した際、相手方の自治体から、「再開の要件」「再開後の遵守事項」の該当性確認依頼があった。既に、当所では当該ふ卵場の必要書類を電子データとして整備していたため、速やかに提供することができ、事前準備の有効性が確認できた。

まとめと考察

本取組により、発生時の関連施設再開協議の現場確認と書類作成作業を大幅に簡略化することが可能となった。これで、施設が早期に再開できるとともに、防疫員の精神的・肉体的負担が軽減される。また、再開協議作業が簡略化したことで、家きん、家きん卵等の出荷例外協議作業に迅速に着手することができ、流通の停滞を防ぎ、養鶏産業が盛んな当管内における経済的損失を最小化できる。

今回、インラインGPセンターや複数施設をまたぐ原卵の流通など、事前に家きん、家きん卵等の複雑な流通経路を整理し、それぞれの出荷要件を事前に関係者に周知したことで、業者、農家の不要な不安を解消し、発生時の混乱を未然に防ぐことが期待される。

今後の課題は、施設の整備、改修や運用の変更に伴う情報の更新である。毎年の流行シーズン前に各施設の構造と書類を再確認することで、この体制を維持し、地域の養鶏産業を守っていききたい。